

ハイ!
こちら
相談室

未成年者を狙ったキャッチセールス

※キャッチセールスとは、商品の販売目的や役務の提供目的を隠して消費者に近づき、喫茶店や営業所などで契約を結ばせる販売方法です。消費者の毅然とした態度がとりわけ必要とされます。

「相談事例1」

- * 契約商品 化粧品・ダイエット食品
- * 契約額 300,000円
- * 契約者 19歳 女性

友人と県外にコンサートを見に行く途中、駅前で「肌のお手入れについてアンケートに答えて欲しい」と呼び止められ、近くのビルに連れて行かれた。

「肌に合った化粧品だ」と2時間あまり勧誘され2人とも契約してしまった。

よく考えたら高額で特に必要ないもので解約したいのですが。

(なお、商品は受け取っていない。)

「相談事例2」

- * 契約商品 ダイエット食品・美容器
- * 契約額 262,500円
- * 契約者 18歳 女性

県外の繁華街を歩いていたところ、男女の販売員に「体型や肌についてのアンケートに答えて欲しい」と声をかけられ、近くの営業所へ連れて行かれた。「痩せる効果がある」と商品の購入を勧められ、アルバイトで払えると思い購入した。

よく考えると、健康食品は17箱と過量であり、サラ金からの金銭消費貸借契約での支払いであり、解約したいのですが。

(なお、商品は未開封である。)

＜処理結果＞

未成年者(20歳未満)が契約する場合原則として法定代理人(通常は親)の同意が必要です。同意のない未成年者契約は、これを取り消すことができ、従って、事例1・事例2については、右記(親からの例文)「未成年者契約の取消通知書」を作成し、内容証明郵便で通知するよう助言しました。

なお、事例2については、実際には一部商品を使用していたが、現状のままで返還すればよいので、手元にある商品をすべて返還するよう助言しました。

《アドバイス》

1. 道で話しかけられたり、声をかけられても絶対に立ち止まらず、相手にしないようにしましょう。
2. 「話だけでも聞こう」は禁物です。
3. 本当に必要なものなのかよく考えましょう。

取 消 通 知

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇殿

山梨県都留市〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日に、貴社のセールスマン〇〇〇氏と、私どもの子供〇〇〇〇との間で締結された 商品名 の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでいます。

つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。

なお、商品は、早急に引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日



城下町奉行だより

夏の交通事故防止県民運動 実施中 7月21日(金)～8月20日(日)

子どもの夏休み、夏の行楽シーズンを迎え事故の多発、暴走族の活動激化が懸念されます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を自ら習慣付けるよう心がけましょう。

運動のスローガン

「ゆとりとマナー 今日もさわやか 甲斐の路」
「ババよし ママよし ボクもよし! みんなしめたよシートベルト」
「人も車も自転車も 正しいルールを身につけて」

運動の重点

- ☆高齢者と子どもの交通事故防止
 - ☆若者の無謀運転及び暴走族の追放
 - ☆チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底
 - ☆飲酒運転の絶滅
- 皆さんが主役となり取り組みましょう。

この度の人事異動で上谷交番に赴任した警察官を紹介します。

プロフィール

竹川茂夫 巡査
甲府市下帯那町出身

趣味

将棋

本人からの一言

彼女いない歴は、22年です。困ったことなど、なんでも結構です。上谷交番に気軽に立ち寄りください。

